

互助会加入事業主 様

島根県民間社会福祉事業従事者互助会事務局長

(公 印 省 略)

給付事業支給基準（資格取得祝金）の変更について

本会の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 88 回運営委員会（令和 3 年 6 月 14 日開催）において、一般給付金（資格取得祝金）の対象資格に、「公認心理師」が追加されましたので、会員の皆さまへ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 新旧対照表

種別	旧（改正前）	新（改正後）
祝金	会員の専門資格の取得 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、保育士、調理師、専門調理師、調理技能士、管理栄養士、ボイラー技師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、精神保健福祉士、あん摩マッサージ指圧師、看護師、幼稚園教諭、社会福祉施設長	会員の専門資格の取得 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、保育士、調理師、専門調理師、調理技能士、管理栄養士、ボイラー技師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、精神保健福祉士、あん摩マッサージ指圧師、看護師、幼稚園教諭、社会福祉施設長、 公認心理師

※「互助会の手引き」P16 掲載

2. 施行日

令和 3 年 4 月 1 日 ※ただし、令和 2 年度以降の合格者を対象とします。

3. 申請方法

一般給付金請求書（様式第 8 号）に、公認心理師試験合格証書の写しを添付してお送りください。（改正に伴う様式の変更はありません。）

4. 問い合わせ先

島根県民間社会福祉事業従事者互助会（島根県社会福祉協議会内）担当：今田

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

TEL:0852-32-5970 FAX:0852-32-5973 E-mail : gojokai@fukushi-shimane.or.jp